

高知県研修生確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、研修生確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高知県立林業大学校（以下「林業大学校」という。）への入校を検討している高知県外在住の者が林業大学校のオープンキャンパス（エブリデイオープンキャンパスは除く）に参加する際に、住所地から林業大学校までの移動等に要した経費の一部を補助することにより、林業大学校の研修生の確保を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、林業大学校のオープンキャンパスに参加した日から30日を経過する日又は林業大学校のオープンキャンパスに参加した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研修生確保事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式1）
- (2) 誓約書（別記様式2）
- (3) 交通費等の金額を証明する領収書等
- (4) 振込先銀行口座（申請者名義に限る）の通帳の写し

(補助金の交付の決定及び補助金額の確定)

第5条 知事は前条の規定による交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該申請をした者に通知するとともに補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に該当する場合又は直近1年について都道府県税の滞納がある場合を除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第7条 知事は、当該申請をした者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けた場合
- (4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助の交付を受けた者に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第3条関係)

補助対象者	補助対象経費(※1)	補助率及び補助限度額	補助回数
高知県立林業大学校への入校を検討する高知県外在住の者	<p>(1)交通費(※2) 補助対象者が、高知県立林業大学校のオープンキャンパス(エブリデイオープンキャンパスは除く)に参加するために、住所地から高知県立林業大学校までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費</p> <p>(2)宿泊費(※3) 補助対象者が、高知県立林業大学校のオープンキャンパス(エブリデイオープンキャンパスは除く)に参加するため、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まり分のみで12,000円以内)</p>	<p>(1)補助率 1/2以内</p> <p>(2)補助限度額 申請者の住所地により、次のとおりとする ア 東日本の都道県 1人当たり30,000円 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 イ 上記以外の府県 1人当たり20,000円</p>	同一年度内に1人1回までとする

- ※1 (1) 領収書等の関係書類により支出事実及び金額が確認できる経費のみを補助対象経費として認める(クレジット利用明細のみは不可。電子領収書は可)。
(2) 地方自治体その他の公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合、当該補助金の額を対象経費から除外する。
(3) 対象経費には、取消料、キャンセル料、違約金、各種手数料(発券手数料等)を含めない。

- ※2 補助対象となる交通手段及び交通費は、下記のとおりとする。
(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。
(2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。
(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等(空港乗合タクシー以外のタクシー料金は除く)。
(4) 旅客船の運賃等。
(5) レンタカーの借上料(基本料金のみを対象とする)。
ただし、補助対象は1日分(24時間以内)の基本料金に限る。複数日にわたる借上げであっても対象は1日分のみとし、超過料金は対象外とする。
領収書又は明細により、借上期間及び料金内訳が確認できること。
(6) 自家用車やレンタカーでの移動に係る有料道路等の通行料金(燃料代、駐車料金は対象外とする)。
ICカード利用分、オンライン購入分は利用履歴・明細等により区間・金額が確認できること。

- ※3 (1) 素泊まり分で、一泊12,000円以内(原則一泊分に限る)。
(2) 領収書又は明細により、宿泊日、宿泊人数、宿泊単価の内訳が確認できること。
(3) オンライン旅行サイト利用の際は、内訳欄で宿泊素泊まり相当額が判別できること。

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
現住所
氏名

高知県研修生確保事業費補助金交付申請書 (兼実績報告書)

高知県研修生確保事業費補助金交付要綱第4条の規定により、交通費等補助を下記のとおり申請します。

記

1 参加者

氏名			
(郵便番号)			
現住所			
申請者の電話番号		申請者のEメールアドレス	

2 添付書類 ※全ての書類を添付したことを確認のうえ、を記入してください。

- 別記様式2「誓約書」
- 交通費等を証明する領収書等 (宛名は申請者または参加者の本人名)
※領収書等の大きさがA4サイズ未満の場合は、A4用紙に貼り付けてください。
※航空機を利用した場合は領収書に加え、搭乗半券または搭乗証明書を添付してください。
- 申請者の振込先銀行口座 (本人名義に限る) の通帳の写し
※通帳の見開き1ページ目 (銀行名、名義人氏名、口座番号が記載されたページ)

3 今回の訪問に対して、他の補助・助成金の交付を

- 受けています。
補助・助成金名称 ()
補助・助成金申請先 ()
補助・助成の額 ()
※ 補助・助成額を確認出来る資料を添付すること。(交付決定通知書等)
- 受けていません。

4 補助対象経費の積算

(経路等)

日付	往路・復路	交通機関名 (レンタカー会社名)	出発地 (駅名等)	到着地 (駅名等)	金額
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
有料道路利用料記入欄					
有料道路 利用日	往路・復路	出発 インターチェンジ	到着 インターチェンジ	金額	
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
交通費合計額(A)					
宿泊先に支払った (宿泊先の名称) 金額(B)					

※行が不足する場合は、適宜追加してご記入ください

5 補助金振込先 ※申請者本人名義の口座を記載してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)					支店・支所名		
ゆうちょ銀行	店番				預金種別	普通	・ 当座
(フリガナ)							
口座名義人	-----						
口座番号							

6 【アンケート】（任意）

当てはまるものに☑、または記載をお願いします。

(1) 在籍する学校名等を記入してください。（※参加者が学生の場合）

学校名：

学部・学科等：

(2) この交通費等補助制度について、何で知りましたか？

学校 家族 友人・知人 高知県立林業大学のホームページ

高知県からのお知らせ（SNS、メール、情報誌等） その他（ ）

(3) この交通費等補助制度があることで、高知県立林業大学校を検討するきっかけになりましたか？

はい いいえ その他（ ）

(4) 高知県林業大学校以外に入校を検討している林業大学校はありますか？

はい 学校名（ ）

いいえ

-----以下、事務局記入欄-----

交付決定額

		参加者
A	交通費合計	
B	宿泊費合計	
C	宿泊費上限額	
D	他の補助・助成金の交付額	
E	補助対象経費額 A + (B又はCのいずれか金額が低いもの) - D	
F	$E \times 1 / 2$ 1000円未満切り捨て	
G	補助限度額	
H	交付決定額 F又はGのいずれかの低い金額	

別記様式2（第4条関係）

誓約書

私は、高知県研修生確保事業費補助金交付要綱に基づき、交通費等助成を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

※該当する項目に☑を記入してください。

記

高知県研修生確保事業費補助金交付要綱に規定する次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。

- ・暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、高知県研修生確保事業費補助金交付要綱の別表第2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。

- ・直近1年について、都道府県税の滞納はありません。

申請書類に関して虚偽、不正等が判明した場合、既に補助金の支払を受けているときは、補助金の返還に応じます。

その他、高知県研修生確保事業費補助金交付要綱の記載事項について理解の上、同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

現住所 _____

氏名（署名） _____